

## 小企業者組織化特別講習会事業実施要領

小企業者組織化特別講習会の実施については「平成29年度都道府県中小企業団体中央会補助金交付規程 小規模事業者組織化指導事業の実施について」によるほか、下記により行うものとする。

1. 講習対象は、小企業者組合の役職員及び小企業者とする。
2. 組織制度、共同事業、経営、経理・税務、労働、法律、中小企業施策等について講習を行い、小企業者組合の運営の向上、小企業者の経営の向上等を図るものとする。
3. テーマの選定にあたっては、地域又は業種の実情を考慮して行う。
4. 開催回数は、原則として年3回以上とする。
5. 講師謝金・旅費については、本会の講師等の謝金・旅費規程(以下、規程という。)により支給する。ただし、上記規程第3条で準用する本会旅費規程のうち、第7条の別表の旅行雑費については、支給しないものとする。
6. 補助対象経費  
講師謝金、講師旅費、会場借上料、資料費

## 講師等の旅費・謝金規程

第1条 本会が実施する講習会、研修会、懇談会及び個別専門指導等（以下「講習会等」という。）に於て支払う謝金・旅費は別段の定めのある場合のほか、本規定により支給するものとする。

第2条 謝金は一時間単位として、次表により支払うものとする。

ただし、A、B、C、D、E級の格については、会長これを定める。

区 分	1 時 間 当 り の 謝 金 額 表	備 考
A 級	30,000円 ～ 50,000円	
B 級	10,000円 ～ 30,000円	
C 級	5,000円 ～ 10,000円	
D 級	3,000円 ～ 5,000円	
E 級	1,000円 ～ 3,000円	

第3条 旅費は本会旅費規程の役員旅費支給を準用する。

第4条 前各号に於て定める額について、会長必要と認める場合は変更することができる。

第5条 本規定に定めるもののほか、必要な事項は会長これを定めるものとする。

第6条 本規定は、昭和58年5月1日より施行する。